

日高市社会福祉協議会ボランティア団体登録要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ボランティア活動を行う団体（以下「団体」という。）の情報を登録し、及び公開することにより、団体の活動支援及びボランティア活動の振興を図ることを目的とする。

(対象)

第2条 登録の対象となる団体は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 日高市内に活動の拠点を有し、自主的に組織された団体であること。
- (2) 主に日高市において、単に個人的な趣味や余暇活動のみでなく、公益的な活動又は社会貢献活動を行う団体であること。
- (3) 市民が自由に参加することができる団体であること。
- (4) 政治活動、宗教活動又は営利を目的とした活動を行う団体ではないこと。
- (5) 構成員が3人以上で、過半数が市内に在住し、在勤し、又は在学する者であること。
- (6) 代表者が存在し、代表者若しくは外部との連絡担当者及び活動内容を公表できること。

(登録申込み及び決定通知)

第3条 登録を希望する団体は、次に掲げる書類を会長に提出するものとする。

- (1) ボランティア団体登録申込書（様式1）及び別紙
 - (2) 規約又はこれに準ずるもの
 - (3) 構成員名簿
- 2 会長は、前項の規定により団体から申込みのあったときは、速やかに可否を決定し、「ボランティア団体登録（決定・却下）通知書」（様式2）にて通知するものとする。
- 3 登録の決定を受けた団体は、速やかにボランティア情報システム「日高ボランティアネット」に団体情報を入力し、公開するものとする。
- 4 公開情報は、団体において更新を行い、最新の情報を保つものとする。

(登録の期間)

第4条 登録の有効期間は、登録を決定した日から当該日の属する年度の末日までとする。

- 2 登録の更新については、特に申し出のない場合、自動更新とする。

(登録の抹消)

第5条 登録の抹消を希望するときは、「ボランティア団体登録抹消届出書」（様式3）を会長に提出するものとする。

(登録抹消及び登録の却下)

第6条 会長は、次のいずれかに該当するときは、登録の抹消又は登録の却下を行うものとする。

- (1) 前条の規定により登録抹消の届出があったとき。
- (2) 登録申込の内容に不正や虚偽が確認されたとき。
- (3) 第2条で規定する要件に該当しなくなったとき。

(4) 前2号に規定するもののほか、会長が登録に不適切である団体と認めたとき。

(登録団体への支援)

第7条 登録した団体に対し、次の支援を行う。

- (1) ボランティア情報システム「日高ボランティアネット」での情報公開
- (2) ボランティア活動に有益な情報の提供
- (3) 市民や公的機関に対する登録情報の提供

(登録団体の責務)

第8条 前条により登録した団体は、会長から活動依頼、調査、会議、事業の報告等の要請があった場合には、それに応えるよう努めるものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年3月1日から施行する。
- 2 社会福祉法人日高市社会福祉協議会ボランティア団体登録要領は、廃止する。

